

## 埼玉県版気候風土適応住宅の基準（試行）

### 1 基準

令和元年国土交通省告示第786号第2項の規定に基づき、埼玉県が定める基準（試行）（以下「県基準」という。）は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 全体の木材使用量のうち60%以上をさいたま県産木材の無垢材とする（材料）
- (2) 外壁は、外気側を真壁造又は大壁造とし、屋内側を真壁造とする（工法）
- (3) 柱の小径は原則12.0cm以上の軸組構造とする（工法）
- (4) 外皮平均熱貫流率（ $U_A$ 値）を $1.54\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ 以下とする（工法）
- (5) 手刻みによる加工とする（技術）

### 2 適用範囲

埼玉県内（特定行政庁及び限定特定行政庁を除く）に新築される延べ床面積が $300\text{m}^2$ 未満の住宅で、県基準の公表日から令和7年3月31日までに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項の規定に基づく説明を行うもの。

### 3 その他

用語の定義及び運用は、別紙解説及び「気候風土適応住宅の解説」（一般社団法人日本サステナブル建築協会）によるものとする。

【資料掲載ホームページ：<https://www.jsbc.or.jp/document/index.html>】